

事業事前評価表
国際協力機構ガバナンス・平和構築部平和構築室

1. 案件名

国名： フィリピン共和国（フィリピン）
案件名： 和名 バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト
英名 Capacity Development Project for Bangsamoro

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるバンサモロ地域の開発の現状と課題及び本事業の位置づけ
50年以上にわたり紛争が続いたフィリピン共和国ミンダナオ島及びスルー諸島のムスリム・ミンダナオ自治地域（Autonomous Region in Muslim Mindanao。以下、「ARMM」という。）において¹、2014年3月、当国政府とモロ・イスラム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front。以下「MILF」という。）の間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。そこから4年が経過した2018年7月26日、自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法（Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao。以下「BOL」という。）」が大統領により承認された。2019年1月21日及び2月6日にはバンサモロ自治政府の領域を確定するための住民投票が実施され、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域（Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao。以下「BARMM」という。）が確定し、2019年2月22日にバンサモロ暫定自治政府（Bangsamoro Transition Authority。以下「BTA」という。）が発足し、現在、2022年のバンサモロ自治政府設立に向けた準備が進んでいる²。新たに設立される自治政府において、BTA下で制定された組織体制が改廃・改編されることもありうるが、その改廃・改編に伴い、BTAにより雇用された職員についても影響が生じる可能性がある。このような状況においても、BTAによる暫定統治期間での統治の成功なくして円滑な自治政府への移行及び和平の達成は困難であるとの認識に基づき、まずはBTAにより行政サービスの基盤が整備され、円滑にサービスが提供されることが重要である。また、和平履行プロセスとしては、BOLの批准とBTA設立をトリガーとして、MILF構成員の武装解除、社会復帰等を含む正常化プロセスが進行することになるため、3万人を超える構成員が武装・動員解除され、社会復帰を行うと見込まれている。

JICAは、2013年から技術協力「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」（Comprehensive Capacity Development Project for the Bangsamoro。以下、

¹ MNLFが分離独立闘争を開始した1969年から起算した。

² 2020年11月18日にバンサモロ暫定自治政府（BTA）議会により、バンサモロ自治政府への移行期間の終了を2022年から2025年まで延長することを上下院に提案する決議（第332号、以下、「延長決議」という。）が可決された。11月26日の当地報道によれば、ドゥテルテ大統領も移行期間の3年間延長を支持している。移行期間延長にはBOL改正が必要となるが、2021年1月より下院での委員会審議が始まっている。

「CCDP」という。)を通じて、バンサモロ自治政府の設立を見据えた制度・組織構築と人材育成に関する支援を法案策定や開発プログラムの特定・調整等を行うバンサモロ移行委員会(Bangsamoro Transitional Commission。以下「BTC」という。)及びARMM政府を対象に行ってきた。CCDPでは、ARMM政府を対象に同政府の組織改革プロセスの支援を行い、ARMM政府とBTAとの間に体制的、人材的な連続性がないなかでも³、一定の成果が引き継がれた。例えば、陸稲研修にかかわるノウハウと経験は現MAFARに引き継がれ、地方自治体の歳入向上支援の努力が継続されるなどしている。

一方で、これまで行政機関として機能してきたARMM政府の多くの機能がBTAに移行されると考えられていたが、法律上はBTAの設立とともに改廃されることとされ、正規・非正規を含むARMM政府職員6千人以上が2019年12月末までに段階的に離職した。離職により空席となったポストの採用は、2020年に入りBARMM内各省庁で行われているが、2020年3月末からの新型コロナウイルス(以下、「COVID-19」という。)の感染拡大による移動制限などにより、採用は大きく後ろ倒しされており、暫定雇用期間の延長によりBTAは行政機関としての機能を維持させている。このような大きな変化により行政サービスが滞ることが懸念されており、BTAを行政機関として機能させることが、BARMM地域の安定にとって喫緊の課題となっている。また、正常化プロセスの進行に伴い社会復帰するMILF元構成員を受け入れるコミュニティやこれまでの紛争で影響を受けたコミュニティの復興も喫緊の課題となっている。こうしたミンダナオにおける平和と安定は、当該地域・国のみならずアジア全体の平和と安定に寄与する。

本事業は、移行期の流動的な状況に鑑み、二段階方式を採用した。第1段階は2019年7月より1年間の予定で、新たに採用される職員向けの人材育成に資する活動、また生計向上にかかる活動の2つの柱設定し活動を開始したが、COVID-19の影響により、当初、2020年5月に予定していた第2段階の事業計画を策定するための詳細設計調査については延期を余儀なくされた。

一方で、COVID-19の感染拡大は、BARMM域内でも多くの社会的、経済的な影響をもたらすことが予見されたことから、2020年7月に内務・地方自治省(以下MILGという)と合同で緊急影響調査を実施した。調査の結果、BTAがCOVID-19による影響の低減、及び復興計画の策定とその実施が求められていることが明らかとなった。より住民に近い自治体レベルでの支援を行うことで、感染症を含めた災害へのレジリエンスの強化に寄与することは紛争影響を受けた脆弱な地域においては特に重要である。

本事業は、BTAの行政管理能力強化を支援することで、2022年に設立予定のバンサモロ自治政府に引き継がれる人材が、プロジェクトにて支援する新規採用職員向けハンドブックを利用したオリエンテーションプログラムや農業分野

³ 行政サービスの継続性の観点から、保健、教育、社会サービスの職員は、政治任用のポストを除き、BTAでも雇用が継続(一旦、離職するが再任用)されることになっている。

での生計向上活動の実施、さらには COVID-19 での復興計画策定支援などで得た知見を活用して行政を行うことに寄与するものである。

(2) 当該国におけるバンサモロ地域の開発政策と本事業の位置づけ

フィリピン政府は「フィリピン開発計画」(2017年～2022年)において、持続的な開発の基礎として、公正で持続的な平和を課題に掲げ、和平合意の履行や紛争影響地域のコミュニティ開発を実施していくこととしている。本事業は、和平合意に基づくバンサモロ自治政府への移行プロセスを支援するものであり、フィリピン政府の方針に合致するものである。

(3) バンサモロ地域に対する我が国及び JICA の援助方針等と本事業の位置づけ

我が国は、2014年にフィリピン共和国政府と MILF の間で包括和平合意文書が署名される前から、和平プロセスの進展及びミンダナオ島バンサモロ地域の復興・開発を積極的に支援してきており、2017年には、「今後5年間の二国間協力に関する日フィリピン共同声明」において、和平プロセスの進展に呼応する形で幅広い分野におけるミンダナオ開発支援を強化していく方針を表明している。

対フィリピン共和国国別開発協力方針(2018年4月)では、重点分野として「ミンダナオにおける平和と開発」が定められており、ミンダナオにおける平和と安定を実現するため、紛争影響地域において日本・バンサモロ復興開発イニシアティブ(Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development。以下、「J-BIRD」という。)として行ってきた取組を強化し、ガバナンス、公共サービス改善及びコミュニティ開発、経済開発への協力を実施するとしている。

また、JICA は対フィリピン共和国 JICA 国別分析ペーパー(2018年11月)において、「ミンダナオ紛争影響地域における平和構築」は、三つの重点課題の一つであると分析しており、ミンダナオ紛争影響地域への支援は、これら方針・分析に合致する。

JICA は、2013年7月から2019年7月まで CCDP を通じて、バンサモロ自治政府の設立を見据えた制度・組織構築と人材育成に関する支援を BTC 及び ARMM 政府を対象に行ってきた。

本事業は、フィリピン国の開発政策、BTA の開発ニーズ、並びに、我が国の援助政策及び JICA の協力方針・分析と十分に合致し、新設された BTA の組織・運営能力強化及び紛争影響地域に対する行政サービスが滞りなく提供されることで、BARMM 地域の安定化に資するものである。よって、本事業は、SDGs ゴール1(貧困削減)、2(飢餓撲滅)、10(国内と国家間の不平等の削減)、16(平和と公正をすべての人に)に貢献すると考える。

(4) 他の援助機関の対応

- 欧州連合(European Union。以下「EU」という。)

2020年7月、全体で60.5百万ユーロ(約75億円)の支援を行うことで合

意した。

1) ミンダナオ平和と開発支援

「Mindanao Peace and Development (MINPAD)」。ミンダナオ全土を対象とした 35.5 百万ユーロの資金協力。和平プロセス担当大統領顧問室及びミンダナオ開発庁をカウンターパートとして 5 年間実施される。農業バリューチェーンの成長を促進するという政府の優先事項を支持しつつ、生産能力の拡大、農民と農業部門の小規模起業家のための経済的機会の拡大、農業協同組合の能力向上やクレジットへのアクセス向上を目指す。また、ドイツ（4 百万ユーロの拠出を予定）・世界銀行（115.99 百万ユーロの拠出を予定）と協力し、コミュニティベースの小規模インフラ整備、バンサモロ正常化信託基金への拠出、国際連合機関への平和の配当創出を目的とした拠出などを行う。

2) バンサモロ移行支援

2020 年 7 月、「Support to Bangsamoro Transition (SUBATRA)」(2020～2025) (EU 25 百万ユーロ、スペイン国際開発協力庁 1 百万ユーロ) が開始。BTA の行政府・立法府 (EU が実施)、司法府・市民社会 (スペイン国際開発協力庁が実施) に対する包括的な技術協力支援。これには、議会、研修、シャリア法廷などの建物建設や主要省庁への機材供与・システム構築、公務員への一般・技術研修も含まれる。具体的には、4 つのコンポーネント (BTA の幹部組織の能力向上、議会の能力向上、司法システムの能力向上、市民社会の能力向上) から構成される。専門家は国際入札で調達し、2020 年 10 月に現地入り。ロジ、機材調達、施設建設は国連プロジェクトサービス機関に委託。

● 国際連合開発計画 (United Nations Development Programme。以下、「UNDP」という。)

暫定首相府やその他 8 大臣向けの組織の能力向上支援を計画。他国 (日、豪、蘭等) や非政府組織などにも呼びかけて国際チームを編成し、暫定首相のコミュニケーション計画の策定、組織開発、優先省庁に対する能力査定と能力強化計画の策定など技術的支援を行う。地方自治省の e ガバナンス推進や地方自治体のプロファイル・データベースの作成などを支援しているほか、マギンダナオ州とスル州で女性や若者のリーダー育成支援を通じた過激主義予防のための活動なども行っている。MILF のキャンプ支援については和平合意で規定された 6 キャンプ以外の 55 キャンプ (MILF 及びモロ民族解放戦線キャンプ) に対しても社会経済支援を行う予定。その他、議会支援や行政の近代化、地方自治法策定も想定。UNDP のコタバト支所をフィールドオフィスに格上げ。

また、「PRIME Bangsamoro」(2016-2018) により、平和と安定を可能にする環境に向けた努力に対する支援で、移行委員会 (CT4T) 等への支援を行うとともに、EU の支援も得ながら「Support Peace – Bangsamoro」(2016-2017) により和平プロセスの継続に向けた支援を行ってきた。

2020 年 6 月から 2021 年 3 月まで、日本からの資金協力 (261 万ドル)

により、「Enhancing Human Security in the Philippines by Addressing the Socio-Economic Impact of COVID-19 in the Philippines」を実施。BTA の保健システム支援、BTA 域内の地方自治体の包括的で統合された危機管理と対応、社会・経済ニーズアセスメントと対応を通じて BTA における COVID-19 の社会経済的なインパクト軽減を目指している。

- オーストラリア

UNDP と合意の上、移行支援として 5 百万豪ドルを割り当てる予定。また、政党の形成、Social Movement 向け支援（バンサモロ開発庁が Social Movement になる予定）、暴力的過激主義防止への支援が含まれる。加えて、10～12 百万豪ドルをバンサモロ正常化信託基金に拠出する準備がある。

また、「Australian Partnerships for Peace Program」（2017-2020）として、和平や政治対話への包括的な参加（特に女性）、暴力拡大抑止、宗教指導者・女性・ユースを通じたコミュニティの結束強化などコミュニティレベルの支援を継続。また、「Australia-World Bank Support to Task Force Bangon Marawi」（2017-2019）としてマラウィ復興支援に対する支援も実施。

- アジア財団

行政組織法の策定支援をバンサモロ研究所に対して実施している。そのほかにも、現地事務所にガバナンス担当職員を配置し、当面の行政運営に必要な技術協力をタイムリーに実施する体制を整えている。自己資金に加えて、オーストラリア、国際連合、アメリカ合衆国国際開発庁などからの資金提供によって活動を実施している。

なお、上述他援助機関が其々支援を実施しているが、当該案件との重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、バンサモロ地域において BTA の人材・組織の能力強化、農業分野の生計向上活動の整理・強化及び COVID-19 対応支援を行うことにより、BTA の行政管理能力の強化を図り、もってバンサモロ自治政府に引き継がれた人材がプロジェクトで得た知見を活用し行政を行うことに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

BARMM（5 州、3 市、116 町、2,590 バランガイ）、人口約 400 万人）⁴

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

BTA（行政府）職員、地方自治体（LGU）職員、BARMM に居住する住民

⁴ 2019 年 1 月、2 月に実施された住民投票に基づき規定された対象地域。5 州（Basilan, Lanao del Sur, Maguindanao, Sulu, Tawi-Tawi）、3 市（Cotabato, Lamitan, Marawi）、116 町と 2590 バランガイ（including 63 Barangays in special geographic area in Cotabato）。コタバト市の扱いは、正式には 2020 年 12 月に BARMM への編入された。

(4) 総事業費（日本側）

約 4 億円

(5) 事業実施期間（協力期間）

2019 年 7 月 25 日から 2022 年 12 月 31 日までを予定（計 41 カ月）

(6) 事業実施体制（フィリピン関係者）

JCC：

- ・ プロジェクト・ダイレクター：BTA 暫定首相府官房長（Executive Secretary (ES)⁵、Office of Chief Minister、OCM）
- ・ 副プロジェクト・ダイレクター：BTA 暫定首相府副官房長（Assistant Executive Secretary (AES)、Office of Chief Minister、OCM）

メンバー

- ・ 農業・漁業・農地改革省（Ministry of Agriculture, Fisheries and Agrarian Reform、MAFAR）
- ・ 貿易産業観光省（Ministry of Trade, Industry and Tourism、MTIT）
- ・ 法務長官室（Attorney General Office、AGO）
- ・ 暫定首相府行政管理サービス局（Administrative Management Service、AMS、OCM）
- ・ 内務・地方自治省（Ministry of the Interior and Local Government、MILG⁶）

オブザーバー

- ・ 和平プロセス担当大統領顧問室（Office of the Presidential Adviser on the Peace Process、OPAPP）

TWG（成果 1）

- ・ 法務長官室（Attorney General Office、AGO）
- ・ 暫定首相府行政管理サービス局（Administrative Management Service、AMS、OCM）

TWG（成果 2）

- ・ 農業・漁業・農地改革省（MAFAR）
- ・ 貿易産業観光省（MTIT）

TWG（成果 3）

内務・地方自治省

(7) 投入（インプット）

⁵ Admin Code の承認により Senior Minister のポストが新設されることとなった。現在の Executive Secretary 職が廃止され、現在の役割も含めて Senior Minister に引き継がれる予定となっている。現段階では、正式に同職についての発表はない。Senior Minister 職が正式となった段階で、プロジェクトの Project Director を Senior Minister が担うことについては、内々合意済み。

⁶ 11 月 24 日現在では暫定、Project Director である Executive Secretary に確認、了解を得たのち正式化

1) 日本側

- ・ 専門家派遣（合計約 133MM）（チーフアドバイザー、業務調整、稲作普及、研修計画ほか）
- ・ 研修（本邦・現地）
- ・ 招へい
- ・ 機材供与（自動二輪車等）
- ・ 在外事業強化費

2) フィリピン国側

- ・ カウンターパートの配置
- ・ 事務所スペースや家具の提供
- ・ その他必要経費
 - カウンターパートの給与、旅費
 - 事務所の電気料金等の支払
- ・ 治安情報を含むプロジェクト実施に必要な情報やアレンジメント

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

個別専門家「BTA 暫定首相アドバイザー」並びに「BTA アドバイザー（予算策定・開発計画）」と密に情報共有しながら、連携していく。
基礎情報収集確認調査「フィリピン国バンサモロ地域におけるコミュニティの課題・ニーズに対応したコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査（QCBS）」や有償勘定技術支援「フィリピン国アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ2）」とも情報共有し、活動する。

2) 他援助機関等の援助活動

2. (4) 記載の EU 実施の SUBATRA は特に成果 1 に係る活動において重なる部分があることから、調整により重複回避、相互補完が担保されていくことが必要。

UNDP の「Enhancing Human Security in the Philippines by Addressing the Socio-Economic Impact of COVID-19 in the Philippines」には、COVID-19 の影響について MILG と緊急で実施した「緊急調査」の結果をデータとともに共有し、右プログラムによる詳細な調査のベースとなっている。

また、実施機関側からの支援ニーズは高いものの、JICA の安全管理基準では立ち入りできない島しょ部での活動については、必要に応じて、大使館とも連携し、国際機関との活用も検討していく。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

- ① 平和構築：2019年に行われた住民投票により、ARMMの領域に加え、新たにコタバト市及び北コタバト州 63 バランガイを新たに領域に含めることが決定され、北コタバト州 63 バランガイについては2019年11月に編入済、コタバト市の扱いについては2020年11月にBARMMへの正式編入されることが政府間調整メカニズム（Inter-Governmental Relations Body、IGRB）にて決定され、12月15日に引き渡し式典が実施されたが、引き続き状況の注視が必要。また、BOLにも記載されているとおり、BTAはMILFが主導するが、包摂性に留意しBARMM全体への行政サービスの提供の観点から受益者選定の際には留意が必要。また、正常化の進捗のモニタリングも必要。
- ② 貧困削減：対象地域は貧困率が全国平均よりも2倍以上も高い53.7%（2015年、フィリピン統計局）であり、紛争影響地域の大半が対象地域内に所在していることから、特に生計向上支援を通じて紛争影響地域の貧困削減に貢献する可能性がある。

3) ジェンダー分類

GI（S）「ジェンダー活動統合案件」＜活動内容/分類理由＞

BTAでは、Bangsamoro Women Commissionを中心にGender and Development Code法案を準備中であることも踏まえ、農村部での社会的・文化的な背景に留意しつつ、研修に際しては、ジェンダー視点に立った女性の参加しやすい環境づくりやプログラム作りを検討する。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

ア) 無償資金協力

プロジェクト名	E/N署名年月	対象地域
バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画	2019年2月	バンサモロ地域
マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画	2018年3月	ミンダナオ島南ラナオ州マウイ市及びその周辺地域
バンサモロ地域配電網機材整備計画	2017年3月	バンサモロ地域

イ) 有償資金協力

プロジェクト名	E/N署名年月	対象地域
アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業	2017年1月	バンサモロ並びに周辺地域
ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備計画	2019年2月	バンサモロ地域

ウ) 技術協力

プロジェクト名	協力期間
バンサモロ包括的能力向上プロジェクト	2013年7月～2019年7月
アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ1）（円借款附帯プロ）	2017年11月～2018年11月
アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ2）（円借款附帯プロ）	2021年1月～2022年12月
ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業マタノグーバリラーアラマダーリブンガン道路・タピアンレバック海岸道路詳細設計調査	2019年11月～2021年3月
BTA暫定首相アドバイザー	2021年4月～2023年4月
BTAアドバイザー（予算策定・開発計画）	2021年4月～2023年4月

2) 他ドナー等の援助活動

上記2. に記載のため省略。

4. 事業の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

上位目標：バンサモロ自治政府に引き継がれた人材がプロジェクトで得た知見を活用し行政を行う。

指標1：成果1の活動で研修を受講した人事担当職員が、新規採用職員を対象とするオリエンテーションを本プロジェクトで開発した「BTA職員ハンドブック（以下、ハンドブック）」を使って継続的に実施する。

指標2：成果2の活動で養成されたトレーナー（州・町の農業担当職員を含むBTA職員）による研修を受講した農家の数。

指標3：復興計画を策定する際に、BTA職員が成果3の活動で改訂/改善したマニュアルや行動指針を参照する。

2) プロジェクト目標と指標

プロジェクト目標：BTAの組織能力及び運営能力が強化される。

指標 1-1: 新規採用職員が行政手続きを確認する際にハンドブックを活用する。

指標 1-2: 新規採用職員を対象とするオリエンテーションが制度化される。

指標 1-3: BTA ウェブサイトのアクセス数が増加する。

指標 2-1: 成果 2 の活動で養成されたトレーナー（地方自治体の農業課職員を含む BTA 職員）の数、32 名。

指標 2-2: 成果 2 の活動で養成されたトレーナー（地方自治体の農業担当職員を含む）が生計向上に係る研修を自信をもって独力で企画・実施できるようになる。

指標 3-1: BTA 職員が成果 3 の活動で改訂/改善されたマニュアルや行動指針を参照する。

3) 成果と指標

成果 1: BTA の人的能力及び制度的能力が強化される。

指標 1-1: ハンドブックが完成し、BTA へ 4,000 部が引き渡される

指標 1-2: 新規採用職員を対象とするオリエンテーションの開催数（人事担当職員を対象とするトレーナー養成研修としてのオリエンテーション（試行）を含む）、22 回。

指標 1-3: 上記オリエンテーションを受講した新規採用職員の数、600 人。

指標 1-4: 上記オリエンテーションを受講した新規採用職員の研修内容に関する知識や理解が増加する。

指標 1-5: 活動 1.14 で実施された研修/ワークショップ/情報共有セミナーの数、3 回。

指標 1-6: 活動 1.15 の結果、公開された公文書や計画/プロジェクト、情報や記事の数、6 回。

成果 2: BTA の農業分野の生計向上に係る活動が整理され、対象地域で実施される。

指標 2-1: 実施された生計向上活動に係る研修プログラムの数

指標 2-2-1: 研修を受講した BTA 職員（地方自治体の農業担当職員を含む）及び農家の数、BTA 職員 32 名、農家数 270 名

指標 2-2-2: 研修を受講した BTA 職員（地方自治体の農業担当職員を含む）及び農家の研修内容に関する知識や理解が増加する。

指標 2-3: パンフレットやラジオ番組をつうじて普及された農業関連情報についての質問やコメントの数、24

指標 2-4: 実施されたフォローアップ活動の数、4 回

指標 2-5: BTA の政策/プログラムに反映された、本プロジェクトからの提言の数

成果 3 : BTA の COVID-19 による影響を軽減する能力が強化される。

指標 3-1 : プロジェクトの支援で策定された、自治体レベルの COVID-19 による社会的、経済的影響からの復興計画の数⁷

指標 3-2 : プロジェクト活動の結果を反映して改訂/改善されたマニュアルや行動指針

4) 活動

(第一段階 : 2019 年 7 月 ~ 2020 年 10 月)

活動 1.1 暫定計画の実施進捗を評価するとともに、他ドナーの BTA に対する支援に関する情報を収集する。

活動 1.2 BTA 職員の能力開発に係る研修(試行)を行う。(この活動は、活動 1.7 で継続される。)

活動 1.3 BTA の人材開発・組織開発に係る調査を実施する。

活動 1.4 上記に基づき、プロジェクトの第 2 フェーズの実施計画を策定する。

活動 1.5 BTA 職員に必要な支援を行う。

(第二段階 : 2020 年 10 月 ~ 2022 年 12 月)

成果 1 の活動

【新規採用職員を対象とするオリエンテーション】

活動 1.6 新規採用職員を対象とする研修プログラム(ハンドブックの準備を含む)のモジュールを準備する。

活動 1.7 人事担当職員を対象とするトレーナー養成研修としてのオリエンテーション(試行)をハンドブック暫定版を教材として実施する。

活動 1.8 上記オリエンテーション(試行)の結果に基づき、ハンドブックを修正し、最終化する。

活動 1.9 新規採用職員を対象とするオリエンテーションをハンドブックを教材として実施する。

活動 1.10 ハンドブックを教材とした他の職員向けの研修や、ハンドブック以外の教材による人材育成を検討する。

活動 1.11 活動 1.10 の検討の結果、実施することとなった活動に対し、技術的な助言を行う。

活動 1.12 BTA 職員に必要な支援を提供する。

【制度開発】

活動 1.13 活動 1.3 の調査結果に基づき、制度開発の課題を特定し、支

⁷ 計画数については、支援対象自治体を確定後速やかに決定するものとする

援する活動を選定する。

活動 1.14 研修/ワークショップ/情報共有セミナーを実施する。

活動 1.15 活動 1.14 の結果を BTA の公文書や計画/プロジェクト、ウェブサイトなどに反映する。

成果 2 の活動

【陸稲生産】

活動 2.1 陸稲の普及活動（試行）を近隣バランガイで行う。

活動 2.2 パイロット事業のためのサイト選定、ニーズ調査、サイト調査、受益者選定、ベースライン調査を行う。

活動 2.3 BTA 職員（地方自治体の農業担当職員を含む）や農家に対する稲作中心のトレーナー養成研修を行う。

活動 2.4 活動 2.3 で養成されたトレーナーが農家に対する稲作中心の技術研修を行う。

活動 2.5 コメの増産に資する農業資材等を農家に配布する。

活動 2.6 上記活動 2.1 から 2.5 のモニタリングを行う。

活動 2.7 エンドライン調査を行う。

活動 2.8 農家を対象として、陸稲生産に関するパンフレットの配布やラジオ番組の放送などの情報普及活動を行う

【先行案件バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（CCDP）のフォローアップ活動】

活動 2.9 フォローアップ活動（CCDP の農業及び地場産業支援を含む）、モニタリングを実施する。

【政策提言】

活動 2.10 活動や成果を通じて適宜 BTA に必要な政策提言を行う。

成果 3 の活動

活動 3.1 COVID-19 のインパクトの迅速な評価を行う。

活動 3.2 COVID-19 の影響を緩和するために、課題を特定し、支援する活動を選定する。

活動 3.3 地方自治体を対象として、COVID-19 による社会的、経済的影響からの復興計画策定を支援する。

活動 3.4 地方自治体を対象として、COVID-19 による社会的、経済的影響からの復興計画の円滑な実施に資する支援策を提供する。

活動 3.5 結果をレビューし、関連マニュアルや行動指針に反映する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ BTA の行政官及びカウンターパートが速やかに配置される。
- ・ バンサモロ基本法（BOL）への違憲判決が出ない。

- ・活動に必要な陸稲種子が準備できる。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

- ・治安が悪化しない。
- ・バンサモロ自治政府にカウンターパートが残る。
- ・フェーズアウトプランが実施される。
- ・新たに設置されたポジションが充足される。
- ・COVID-19の影響により活動が長期にわたって阻害されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」の終了時評価（2019年度）において、プロジェクトを取り巻く情勢に対応したプロジェクト運営が求められ、柔軟に活動の追加等を行う必要が生じるが、特に当初想定されなかった事業は、十分な準備期間を確保した検討・計画立案が必要である、との指摘がなされている。

(2) 本事業への適用

本事業では、これまで行政経験がない人々が行政運営を担うこと、また、BARMMに新たな領域が加わったことなどにより、不確実な点が多く、実施機関の能力が低いことが課題である。他方、住民の大きな期待を背負ったBTAは、3年間という限られた暫定移行期間内で公正かつ汚職のない政治・行政運営と、住民への実質的な平和の配当を行うことが求められている。そのため、プロジェクトとして対象とすべき協力内容について、政治状況やCOVID-19の状況にも柔軟に対応しつつ、実施機関と十分な協議を行い実施していく。

7. 評価結果

本事業は、フィリピン国の開発政策、BTAの開発ニーズ、並びに、我が国の援助政策及びJICAの協力方針・分析と十分に合致し、新設されたBTAの組織・運営能力強化及び紛争影響地域に対する行政サービスが滞りなく提供されることで、BARMM地域の安定化に資するものであり、SDGsゴール1(貧困削減)、2(飢餓撲滅)、10(国内と国家間の不平等の削減)、16(平和と公正をすべての人に)に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了3年後 事後評価

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

50 年以上にわたる紛争の結果として設置されるバンサモロ政府に向けた暫定自治政府への支援であり、プロジェクト活動の進捗を広報していくことで、BARMM の住民のみならず、本地域に関心が薄い国内の他地域の住民に対しても現地での動きを知る機会となる。なお、フィリピン国内で実際に広報を行う際には、中央政府と BTA をはじめとする主要関係者間の機微な関係について十分に留意し、事前に在外事務所と確認・調整を行う必要がある。

2) 日本にとっての特徴

日本政府が重視しているミンダナオの平和と開発に資する中心的な事業でもある。メディアの関心も高い。

(2) 広報計画

SNS が広く浸透しており、実施機関も Facebook を中心に活動を広報しており、プロジェクトにおいても積極的に活用していくこととする。また、治安上の理由により専門家やプロジェクトスタッフが直接立ち入れない地域も多いことから、特に成果 2 における生計向上プログラムを中心に実施機関と調整の上、ラジオプログラムを通じた技術普及を行っていく。併せてこうした媒体を通じた案件引いては JICA のミンダナオ支援の広報を行うことも検討していく。